

3 残 金 234,654 円

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目														収入額	その他	総計
	収入 支出	旅費	会費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費		
政務活動費	収入																300,000
収入合計																	300,000
調査研究費	支出	1,369															1,369
資料購入費	支出							15,300									15,300
事務所費	支出											5,982					5,982
事務費	支出					33,099		4,403			5,193						42,695
支出合計		1,369	0	0	0	33,099	0	19,703	0	0	5,193	5,982	0	0	0	0	65,346
総合計		1,369	0	0	0	33,099	0	19,703	0	0	5,193	5,982	0	0	0	0	234,654

令和 5 年度 4 月 分

支 払 証 明 書

会派名または議員名 島田 欽一

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
10-1	令和5年4月20日	調査研究費	旅費	行政関係者と道路問題について意見交換	交通費	1,369 円 ()	距 離： 37km 按分率： 摘 要：自宅から朝日往復

- (注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。
(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。
(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 島田 欽一

令和 5 年度 4 月 分
領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 島田 欽一

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	11-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	自動車リース料		
費 用 内 容	自動車リース料	摘 要	自動車リース料(72036-諸経費3555) 68,481 × 29/30
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	33,099 円	按 分 率 : 1/2	
	(66,198 円)	充 当 根 拠 : 私的活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

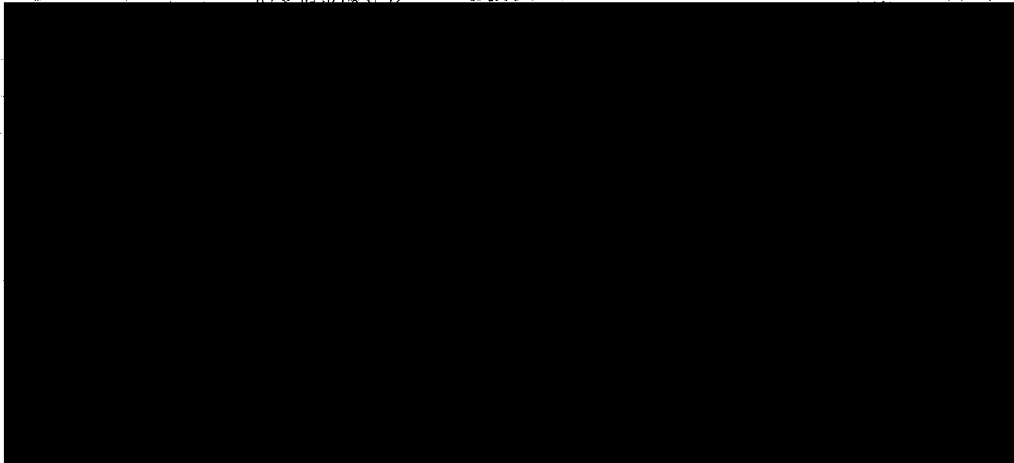


普通預金

お支払金額(円)

お預り金額(円)

差引残高(円)



05-04-07 200 ￥72,036



●他店支払いの小切手・手形類によるご入金の場合、その払い戻し
のできる予定日を以下のとおり「お支払金額」欄に表示します。

表示	払い戻し可能日時
T-〇〇	〇〇で表示された日の午後1時から

●「お支払金額」欄、または「お預り金額」欄の
「△△-□□」の表示は、「△△月□□日」のお
預り、またはお支払いであることを示します。

自動車リース契約書

契 約 日	2019 年 06 月 26 日
契 約 番 号	
保 証 番 号	

賃借人 (甲) 個人契約のお客様は自署のうえ押印願います。

(住所) 福井県丹生郡越前町大樟7-19

(氏名) 島田 欽一

連帯保証人 個人連帯保証人は自署のうえ押印願います。

(住所)

(氏名)

印

連帯保証人 個人連帯保証人は自署のうえ押印願います。

(住所)

(氏名)

印

賃貸人 (乙)

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
住友三井オートサービス株式
取締役社長 露口 章

代 理 店

福井県越前市
家久町57-17
株式会社マルトミ
本社
TEL:0778-22-3520

保証委託会社 (丙)

東京都墨田区両国二丁目10-14
出光クレジット株式会社
TEL:03-5624-7289

上記の者は、次のとおりリース契約を締結し、その証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ甲及び乙が各1通を保有します。



契約要目表

欄	事 項	摘 要
(1)	リ ー ス 車	車 名 トヨタ 台 数 プリウス PHV A ECVT 型式 DLA-ZVW52-AHXGB 付 属 品 ETC車載器、フロアマット、サイドバイザー、盗難防止プレート、TCナビ 9インチ、TVキット、スタッドレス アルミ付き、充電ケーブル 架 装 品 車台番号 物件受取証記載のとおり 登録番号 物件受取証記載のとおり
		排気量 1800cc 5人乗 最大積載 Kg 自家用 低排出ガス車認定:平成17年基準+7.5%低減 1台
		福井県丹生郡越前町大樟7-19
		使用の本拠地 島田 欽一
(2)	リース期間	期 間 48ヶ月 月間予定走行距離 2,500km 納車予定日 2019年06月28日
(3)	リース料	一回当り リース料 (1ヶ月分) ￥66,700.- 前 払 消 費 税 等 ￥5,336.- リース料 な し 合 計 ￥72,036.-
		支払方法 第1回分から第48回分まで 支払方法 口座振替 支払期日 各月翌月7日 支払方法 ※※※※※※※※※※

欄 事 項		摘 要											
(4)	リース料明細	リース料に含む費用	☐ 車両代 (架装品等含む) ☒ 自動車取得税 ☐ 自動車税 ☒ 自動車重量税 ☒ 自賠責保険料 ☒ 登録諸費用					☒ 自動車保険料 (明細は要目表 (5) 記載) ☒ メンテナンスサービス費用 (内容は要目表 (6) 記載) ☒ 事故処理サポート					
(5)	自動車保険	保険会社								代理店			
		保険種類								車両保険の種類			
		保険金額 (万円)	対人賠償 対物賠償 対物免責 人傷1名 搭傷1名		用途車種 保険形態		料率クラス	車両 対物	対人 傷害	車両保険金額(万円)			
										1年目		7年目	
		(円)								2年目		8年目	
										3年目		9年目	
								4年目		車両免責(万円)			
								5年目					
								6年目					
		特 約											
(6)	メンテナンス	スケジュール点検		タイヤ交換		メンテナンス 特約							
		法定点検整備											
		継続車検整備											
		一般整備・故障修理 (ロードサービス)											
		エンジンオイル交換・点検 (オイルエレメント含む)		基本代車	車検代車								
		バッテリー交換		整備代車	事故代車								
		パンク修理											
(7)	特 約	・ 甲及び乙は、本契約がクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 (以下、補助金という) 金 200,000 円の交付を前提に締結されたことを確認します。 なお、甲は、補助金の交付条件を満たすため、この契約のリース期間が取得財産等の処分を制限する期間に満たない場合は、リース契約満了後、引き続き取得財産等の処分を制限する期間を超える期間まで再リース契約を乙と締結するものとします。 ・ 甲は、次に定める場合、乙に対しリース料の精算として次の金額及び当該金額に課される消費税等を一括して支払うものとします。 (1) 補助金が交付されない場合、補助金相当額 (2) 補助金が減額された場合、減額された補助金相当額 (3) 乙が補助金全額又はその一部を返還した場合、返還した補助金相当額 ・ 甲及び連帯保証人が丙に委託し、丙が受託する連帯保証の保証総額は次のとおりとします。 保証総額 < 甲 3,931,600 円 > 乙 730,000 円 (うちリース期間満了時の車両の残価 < 甲 730,000 円 > 及び消費税等 ・ 第21条第1項及び第23条第1項の「乙の基準によるリース期間満了時の車両の残価」は、甲 730,000 円です。 ・ 通知報告義務 甲は以下の事態が発生し、またはそのおそれがある場合は直ちに書面によりこれを乙に通知します。 住所、氏名、勤務先、連絡先に変更があったとき。 以下余白											

！ 自動車保険の種類・内容をご確認ください。

要目表 (4) のリース料に含む費用欄にて「自動車保険料」に○印が付いている場合、必ず、要目表 (5) に記載されている自動車保険の種類や付保内容がお客様のご意向と相違ないかご確認のうえ、相違ない場合にのみ上記賃借人欄に記名押印してください。



第1条 (リース契約)

1. 乙は、契約書(以下、要目表という)(1)記載の甲指定のリース車両(以下、車両という)を甲にリースし、甲はリースを受けます。
2. 甲及び乙は、本契約の履行にあたっては道路運送車両法及び関連法規を遵守します。
3. 甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはありません。
4. 前項の規定は、本契約に消費者契約法の適用がある場合において、同法第8条の2各号に定める解除権に限り、これに適用します。
5. 本契約は、甲が丙との借借書に合格することを条件に効力を生じるものとします。

第2条 (リース期間)

- リース期間は、要目表(2)記載のとおりとし、開始日及び満了日は第5条第1項に定める物件受取証記載のとおりとします。但し、上記期間又は物件受取証記載の満了日に拘らず、自動車検査証の有効期間が当該満了日の1ヶ月前以降に到来した場合は、再リース契約を締結する機会を除き、その日をもってリース期間は終了したものとします。

第3条 (リース料)

1. 甲は、要目表(3)記載のリース料を、要目表(3)記載の支払方法に従い、乙に支払います。
2. 甲は、リース期間中、理由の如何を問わず、車両の使用不能又は不使用期間についてもリース料の支払いを免れません。

第4条 (前払リース料)

1. 甲は、要目表(3)記載の前払リース料を、本契約履行の担保として乙の指定する支払期日及び支払方法により乙に支払います。
2. 前払リース料は無利息とし、要目表(3)記載の前払リース料額を最終回から遡って、その支払期日が到来する前案、自動的にそのリース料に充当されるものとします。
3. 甲が第9条の各号の一つにでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、前払リース料をもって任意にリース料その他甲に対する債権の全部又は一部に充当することができ、
4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、前二項以外の乙に対する債務に充当することを要求できません。

第5条 (車両の引渡し及び返却等)

1. 車両の納車予定日は、要目表(2)記載のとおりとし、甲は納車を受けた後直ちに車両の検査を行い、瑕疵のないことを確認の上、物件受取証を遅滞なく乙に交付するものとします。
2. 前項に基づき甲が乙に交付した物件受取証記載の発行日をもって車両の引渡しは完了したものととし、以後乙は、その引渡責任を負いません。
3. 甲は、車両の納車を受けた時から、前項の引渡しを完了するまで、善良な管理者の注意義務をもって常に乙の車両を保管します。
4. 天災地災、ストライキその他の不可抗力、赤主又は運送業者の都合、その他の乙の故意又は重大な過失が認められない事由による車両の引渡遅延又は引渡不能の責任を乙は負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。
5. 甲が車両の引渡しを不当に拒み又は遅延したときは、乙は催告を要しないです本契約を解除するものとします。
6. 第2項による引渡しを完了した車両において規格、性能、機能、品質、仕様等が、数量、車両に関するソフトウェア等に隠れた瑕疵があった場合は車両の瑕疵若しくは瑕疵に際して甲に損害が生じた場合においても、乙は、一切の責任を負わないものとします。甲は乙との間で直接これを解決します。ただし、本契約に消費者契約法の適用がある場合において、同法第8条の2第2号に定める解除権に拘らず、この限りではありません。
7. 前項の場合に甲が書面により請求したときは、乙は、赤主に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、甲の赤主に対する直接請求に協力します。但し、乙は、赤主の履行能力及び債権に係る権利の侵害を担保しません。
8. 甲は、前項に基づいて、赤主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他の本契約に基づく一切の債務の履行を免れることはできません。

第6条 (メンテナンスサービス)

1. 要目表(4)でメンテナンスサービス費用がリース料に含まれると表示されている場合、甲はリース期間中、車両について要目表(6)記載のメンテナンスサービス(○印の表示のあるもの)を本契約の規定に従って受けるものとします。なお、メンテナンスサービス費は所定のドライバースガイドブック(以下、ガイドブックという)及びメンテナンスサービスカード(以下、カードという)記載のとおりとします。
2. 前項の規定に拘らず、次の各号に於いてはメンテナンスサービスの範囲外とし、費用は甲の負担とします。
 - (1) 甲の故意、重大な過失又は契約違反に起因する修理
 - (2) 天災地災、その他の不可抗力に起因する修理
 - (3) 法令の制定若しくは改定又はこれらに基づく官公庁の指示、指導等に起因する修理、改造若しくは部品の取付け
 - (4) 事故に起因する修理又は賠償等自然損耗による修理
3. 甲は、第1項のメンテナンスサービスを受けないことに関して、その一切の責任を負うものとします。リース料の支払い、その他の本契約に基づく一切の支払義務を免れることはできず、乙に対しては、メンテナンスサービスの費用を執行するものとします。
4. 甲は、乙指定の工場が車両の継続検査等の手続を完了するまでに、放置違反金納納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット調査を行うことに同意します。また、インターネット調査の結果、乙指定の工場が各都道府県警察に対してのファックスによる調査を要する場合は、甲は所定の同意書に署名又は押印するものとします。
5. 放置違反金の納納等に起因して車両の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。なお、放置違反金の納納等に起因して「保安基準適合証」の有効期間が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担します。

第7条 (車両の点検、整備、修理の方法)

1. 甲は、車両の点検、整備又は修理を要する場合は、乙指定の工場に受けるものとします。但し、已むを得ない事由がある場合でも、この承諾を得たときは、甲は乙の工場で点検、整備又は修理を受けることができるものとします。なお、この許可を拒否又は乙の指示に従わずに点検、整備又は修理を第三者に委託し又は自ら行ったときは、当該点検、整備及び修理に係る一切の費用は甲の負担とし、また、乙は、それに起因する車両の不備及びそれに対する修理について責任を負いません。
2. 甲は、車両の点検、整備又は修理を受ける場合、カードを当該工場に提示の上、行います。なお、カード記載のメンテナンスサービス有効期間が終了していたとき、又はカード記載の取扱注意事項に従わなかったときは、当該点検、整備及び修理に係る一切の費用について、乙より別途代金の請求をされても異議のないものとします。

第8条 (代車の提供)

1. 乙は、要目表(6)記載の代車提供内容(基本代車、車検代車、整備代車、事故代車)に基づき、乙が必要と認めた期間に限り、この規定する代車をガイドブックの定めにより無償で甲に提供します。但し、代車の修理、仕様、排気量、搭載量、付保されている保険金額等は車両と異なり、
2. 本契約の車両の使用、維持、管理、保管、返還等に関する規定は、前項の代車に準用します。

第9条 (車両の使用、維持、管理、保管)

1. 乙は、車両に乙が所有する旨の標識を貼付することができるものと、また、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。
2. 甲は、車両を要目表(1)記載の車両の本拠地で保管するものと、変更する場合は事前に乙に通知してこの承諾を得るものとします。なお、車両は日本国内でのみ使用するものと、車両を日本国外に持ち出すことはできません。
3. 甲は、善良な管理者の注意義務をもって、車両の使用、維持、管理、保管します。
4. 甲は、車両が備付したときは、その車両の如何を問わず、速やかに修理を行います。なお、その費用はリース料に含まれる費用を除き甲が負担します。
5. リース期間満了の前夜を問わず、車両の使用、維持、管理、保管、運行等に関し生じた費用はリース料に含まれる費用を除き甲が負担します。また、甲が車両本来の用法又は道路運送車両法その他の法律等に違反した責任、罰金等は、一切甲の負担とし、甲は乙に何等の過失・損害を及ぼさないものとします。
6. 甲は、車両に対する乙の所有権を侵害する行為、強制執行、その他の法的、事実的侵害を受け、ないよう乙に車両を保全すると共に、そのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ遅延なく乙の事態を解消するものとします。なお、第三者に車両を占有された場合は、甲は前報の警告を乙に通知すると共に、乙に乙の事態を通知するものとします。
7. 乙が、車両の使用、保管等の状況を調査するために車両の保管場所への立ち入り要求したときは、甲は異議なくこれに応じるものとします。
8. 乙は、国土交通省等から車両の整備情報の提供を受けて車両の管理その他の目的で利用・活用することができるものと、甲はこれについて予め承諾します。
9. 乙において商号変更、住所変更、合併、分割、事業譲渡等により、道路運送車両法に基づく変更登録、形骸登録、自動車検査証記載等の申請を行う必要がある場合、甲は、乙が乙の変更登録、形骸登録を行うことを承諾します。甲は、甲を代理して自動車検査証記載等の記載事項の変更手続を行うことを承諾します。また、甲は、これらの手続において必要に応じ乙に協力するものとします。

第10条 (車両の運行)

1. 甲が車両を運行する場合、法定の日常点検(エンジン冷却水、バッテリー液、エンジンオイル、ブレーキオイルの点検補充等)及び定め車両の取扱説明書で示す保守点検を行い、車両の運転は、法令により定められた運転資格を有する甲若しくは甲の従業員又はこれに準ずる者(以下、運転者という)が行うものとします。

第11条 (自動車保険契約)

1. リース料に自動車保険料が含まれる場合は、乙はリース期間中継続して甲又は甲の指定する者を被保険者とする要目表(5)記載の自動車保険契約を締結します。また、乙が甲の申し出を受けて要目表(5)記載の保険会社(以下、契約保険会社という)の変更又は自動車保険契約の車両保険料を締結する場合は、本契約締結時点での車両保険料との差額が生じたとき、甲はその差額を乙の請求に基づき支払うものとします。
2. リース料に自動車保険料が含まれない場合は、甲は、甲の責任及び負担により、別途自動車保険契約を締結するものと、当該自動車保険契約の締結について乙は一切の責任を負いません。
3. 車両保険料を締結する場合は乙は乙の指定する者を被保険者とし、甲又は甲の指定する者が自動車保険契約を締結する場合も同様とし、その場合、甲は乙から請求があったときは遅滞なく保険証券の写を乙に提示するものとします。
4. 自動車保険契約により毀損されない損害については、甲が一切を負担するものとします。
5. 自動車保険契約に免責額が定められている場合、免責額は甲の負担とし、免責額が変更された場合も同時に甲が変更後の免責額を負担します。
6. その他自動車保険契約に関する取決めは契約保険会社の約款・取扱規定によるものとします。

第12条 (事故処理)

1. 車両について事故が発生した場合は、甲及び運転者は、危険防止措置及び負傷者に対する救済措置等を行い、警察署等へ出向き、直ちに乙の保険代理店及び保険会社に書面(事故報告書)にて通知すると共に次の事項を選択するものとします。
 - (1) 道路運送法及び自動車保険約款に定められた処置をすること
 - (2) 乙に不利な取決めをしないこと
 - (3) 証拠の保全を行うこと
2. 甲及び運転者は、前項の処置及び通知を行った後、事故の解決を自主的に図るものとします。但し、自動車保険契約が乙の提携する保険代理店(以下、提携代理店という)で付保され、要目表(4)記載のリース料に含む費用に事故処理サポートが含まれている場合、乙は、提携代理店又は契約保険会社を通じて甲及び運転者に協力せしめるよう努力するものとします。
3. 甲は、乙は契約保険会社を通じて甲及び運転者が甲及び運転者のためにに行った事故処理の経費について乙に対し何ら異議を申し立てないものとします。
4. 甲及び運転者は、乙が第1項の事故報告書の記載内容(個人情報を含む)を事故処理サポート・事故防止活動の目的で利用すること、当該目的のために指定工場等の第三者に提供すること及び当該第三者が利用することに同意します。
5. 甲及び運転者は、乙が事故処理に関する情報(個人情報を含む)を提携代理店又は契約保険会社より提供を受けて事故処理サポート・事故防止活動に利用することに同意します。
6. 前二項の運転者の同意については甲が甲の責任において当該運転者から取得するものとします。

第13条 (第三者に対する損害賠償)

1. 甲が車両の使用、維持、管理、保管、運行等に起因して第三者に物的又は人的損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず、甲の費用と責任においてこれを解決するものとします。
2. 甲は、乙が車両の賃借人又は所有者であることと理由に直接損害を賠償せざるを得なかった場合は、乙が第三者に支払った金額及び乙がその支払いに要した経費用(弁護士報酬を含む)を直ちに乙に償還します。また、乙が第三者からの直接請求に自ら対処し賠償を免れた場合においても、甲は乙に要した経費用(弁護士報酬を含む)を直ちに乙に支払うものとします。

第14条 (リース期間満了後の再リース契約)

1. リース期間が満了する2ヶ月前までに甲が乙に対し再リース契約の締結を希望する旨を通告した場合は、甲乙協議の上で別途再リースの契約条件を決定します。
2. 甲がリース期間満了後も別途車両の占有を継続する間は、甲は車両の返還完了まで、リース料相当額の損害金を乙に支払うものとします。

第15条 (リース期間満了時の残価計算)

1. この基準によるリース期間満了時における車両の残存価額(以下、残価という)の計算は、要目表(7)に残価計算基本額(以下、基本額という)が明示されている場合で、甲が再リースを希望しない場合は、残存価額に乙が支払ったリース料の合計額を引いた金額が、甲の乙に対する請求額とします。また、甲が再リースを希望する場合は、再リース料の合計額を引いた金額が、甲の乙に対する請求額とします。但し、リース期間満了後直ちに甲乙間で再リースを目的とした新規のリース契約を締結した場合はこの限りではありません。
2. 乙は、甲より返還された車両を第2条第2項第1号の方法で評価又は処分します。この評価額は処分金額から評価又は処分に係る所定の費用を控除した残額が、基本額を上回った場合には、甲は乙の請求に基づきその不足額を直ちに乙に支払い、基本額を上回った場合は、乙は甲の請求に基づきその超過額を甲に支払います。但し、甲は、丙の乙に対する保証委託に基づき、求償権の担保のため、その超過額の超過請求権を丙に譲渡するものと、乙はこれを承諾します。

第16条 (禁止行為)

1. 甲は、車両を譲渡若しくは転貸し又は本契約に基づく権利を譲渡することはありません。
2. 甲は、車両について担保権等その他一切の権利を設定することはありません。
3. 甲は、本契約に基づく債務を、乙又は乙の継承人に対する債権をもって相殺することはありません。

第17条 (原状の変更)

1. 甲は、事前に書面により乙の承諾を得なければ、次の各号に掲げる行為をすることはできません。
 - (1) 引渡し当時の車両の形状又は状態の変更をすること
 - (2) 車両の規格、性能、機能、品質、仕様等の変更をすること
2. 前項の規定に違反した場合、乙は原状への復元を甲に請求できるとともに、乙の損害と逸失利益の賠償を甲に請求することができるとします。
3. 第1項の変更による効果はすべて乙に帰属し、また、部品その他一切の動産は、乙が書面により甲の所有権を認めたものを除き、すべて無償で乙の所有物になるものとします。

第18条 (通知及び報告義務)

1. 甲は乙の場合、乙に対し直ちにその旨を書面にて通知するものと、乙の要求に従って必要な手続きを行います。
 - (1) 甲又は連帯保証人が氏名、商号、代表者、住所又は法廷に基づき乙に申告した事項を変更したとき
 - (2) 甲又は連帯保証人に病変、合併、分割、組織変更等の法的変更があったとき
 - (3) 甲又は連帯保証人の事業内容に重要な変更があったとき
 - (4) 車両に盗難、衝突、毀損等の事故が発生したとき
 - (5) 車両に盗難、衝突、毀損等の事故に起因して第三者に損害を与えたとき
 - (6) 甲又は連帯保証人が乙の事業内容に第7条第2号の事故発生した場合
2. 甲は、乙から要求があった場合、定期又は不定期に乙の事故発生報告書等の営業の状況及び車両の使用、維持、管理、保管に関する関係書類を乙に提出します。

第19条 (期限の利益喪失)

1. 甲は乙の各号の一つにでも該当したときは、甲は、当然に本契約に基づく期限の利益を喪失し、直ちに甲の乙に対する残存債務全額を一括して乙に支払います。
 - (1) リース料の支払いを1回でも怠ったとき
 - (2) 本契約の条項又は本契約以外の乙の取引約定に違反したとき
 - (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の執行、公証公録の滞納処分又は保全差押えを受けたとき
 - (4) 支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てを受け又はこれらの申立てをしたとき
 - (5) 小切手又は手形の不渡りを1回でも発生させたとき
 - (6) 営業を廃止若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁から営業許可の取り消し、業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
 - (7) 死亡したとき又は刑事上の罪状を受けたとき
 - (8) 営業が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第20条 (契約解除)

1. 甲が前条の各号の一つにでも該当した場合、乙は催告を要しないで本契約及び甲乙間に締結された一切の他の契約を同時に解除することができ、
2. 連帯保証人が前条の第3号から第8号までの一つにでも該当したときは、乙は催告を要しないで本契約及び甲乙間に締結された一切の他の契約を同時に解除することができ、

第21条 (契約解除の場合の清算)

1. 本契約が解除されたとき、甲は直ちに、解除された時までのリース料を完済するほか、未経過の残存リース料総額と残価との合計額を算出した残額を規定損害金(法人税法上車両の売却があつたとして所得の金額を計算する場合は未払消費税等相当額を含む。)を一括して乙に支払います。
2. 乙は、車両が返還されたときは次の各号を実施します。
 - (1) 車両を財団法人日本自動車査定協会若しくは乙が相当と認める方法によって評価、又は処分します。
 - (2) 甲が前項の支払いを行ったときは、前号の費用又は処分金額から評価又は処分するまでに要した費用及び評価又は処分に係る費用を控除した残額を規定損害金の額を算出して返還します。但し、甲が規定損害金その他契約上の他契約の債務を完済していないときは、当該金額を本契約に基づく甲の債務の一部又は全部の弁済に充当します。
3. 乙が甲よりリース料支払いのために拘束手形の交付を受けていたときは、未決済の拘束手形は規定損害金の担保手形とみなします。

島田欽一様との自動車リース契約におけるリース料の内訳は次のとおりです。

リース料(1ヵ月分)	¥66,700
消 費 税 等	5,336
合 計	¥72,036

リース料内訳(消費税込)	¥72,036
車両本体リース料 (税込)	¥68,481 ✓
自 動 車 税 (税込)	¥3,555

年間自動車税 39,500円 × 4年 = 158,000円

158,000円 × 1.08 = 170,640円

170,640円 ÷ 48回 = 3,555円

令和 元年 6月 26日

住友三井オートサービス株式会社

取扱代理店

福井県越前市家久町57号17番地

株式会社 マルトミ

取締役社長 川端幸光

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 12日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	灯油代		
費 用 内 容	事務所冷暖房用燃料	摘 要	灯油代
政 務 活 動 費 充 当 額	920 円	按 分 率 :	1/2
(支 払 額)	(1,840 円)	充 当 根 拠 : 私的活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
石油・ガス・金物・米穀・肥料 株式会社 坊 商 店 福井県丹生郡越前町織田 劔神社前SS TEL&FAX 0778-36-0033 国 道SS TEL&FAX 0778-36-0351 2023年 4月12日(水)№0 灯油 20 X @92 ¥1,840 内税売 ¥1,840 内 税 ¥167 合 計 ¥1,840 (うち消費税等 ¥167) お預り ¥2,040 お釣り ¥200 点数 20 ガソリンには1L当り53円80銭、軽油に は32円10銭の税金が含まれています 1責 0565 17時00分			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 15日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	事務用品		
費 用 内 容	事務用品購入費	摘 要	のり
政 務 活 動 費 充 当 額	524 円	按 分 率:	1/2
(支 払 額)	(1,049 円)	充 当 根 拠 : 私的活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類



コピーエクスプレス ワッセ店
Tel 0776-33-6777

お買上誠にありがとうございます
ポイントカード会員募集中!
営業時間 10時から19時まで

2023年04月15日16時28分
レシートNo. 15-00001-0001-81484

ドットライナー詰替え本体貼
4901480151861 378外
ドットライナー貼ってはがせ
4901480151878
4901480151878
0288 2点 576外

小計	3点	¥954
税金	10.0%	95
合計		¥1,049
クレジット		¥1,049

=====
今回ポイント 12
=====
担 :
K:20 1名



コピーエクスプレス ワッセ店
Tel 0776-33-6777

領 収 書

島 田 銀 一 様

¥1,049-
(消費税 95円)
(クレジット支払 1,049円)

但しお品代として

2023年04月15日
上記の通り正に領収いたしました

有限会社コピーエクスプレス
福岡市久寿津町55-20
TEL 0776-33-6777

No.14903
レシートNo.15-00001-0001-81484

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 15日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	プリンターインク		
費 用 内 容	事務用品購入費	摘 要	プリンターインク・コピー用紙
政 務 活 動 費 充 当 額	3,879 円	按 分 率 :	1/2
(支 払 額)	(7,758 円)	充 当 根 拠 :	私的活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

発行日:2023年04月15日

領収書

管理No. 0090-408-0007392
伝票No. 0090-408-186432

島田鉄一様

¥7,758 — (内消費税 ¥705)

但しインク 代として。

支払内訳
カード ¥7,758 10%対象 ¥7,758(内消費税 ¥705) 上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

4204598011 KAM6CLL カメ
エフリンク 1:持帰 外10 ¥6,980
会員値引対象(5%) -¥349
2864416010 YCPA4H1 WH
プリンタ用紙 1:持帰 外10 ¥445
会員値引対象(5%) -¥23
9006108017 カイン社 持帰 ZZ
データーシャイ 1:持帰 外10 ¥0

テックランド福井本店

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 18日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞代		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	中日新聞・県民福井・日本経済新聞4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	9,550 円 (9,880 円)	按 分 率 : 充当根拠 : 9,880*29/30	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

島田 欽一 様

5年 4月分

03-007 (No. 2)

照会No. (

4/18

銘 柄 名	部 数	金 額
*中日新聞	1	3,400
*日刊県民福井	1	2,480
*日本経済新聞	1	4,000
(8%対象 9,880 消費税	296)	*軽減税品目
(10%対象 0 消費税	0)	

合計金額

9,880円

5月の休刊日は15日です。
新聞代は便利な口座振替をご利用下さい

原価と購読料を違えます
上記金額正に引取致しました。

福井新聞販売センター浜越前店
丹生郡越前町道口9-25-1

TEL 37-2580
FAX 37-2581

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	5-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 24日												
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費												
使 途 内 容	新聞代														
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	福井新聞4月分												
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,996 円	按 分 率 :													
	(3,100 円)	充当根拠 : 3,100*29/30													
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類															
領 収 証 5年 4月分 03-008 (No. 8) 照会No. () 4/24 <table><tr><td>銘 柄 名</td><td>部 数</td><td>金 額</td></tr><tr><td>*福井新聞</td><td>1</td><td>3,100</td></tr><tr><td>(8%対象 3,100 消費税</td><td>229)</td><td>*軽減税品目</td></tr><tr><td>(10%対象 0 消費税</td><td>0)</td><td></td></tr></table> 合計金額 3,100円 5月の休刊日は15日です。 新聞代は便利な口座振替をご利用下さい 原票に裏書きをさせていただきます 上記金額正に領収しました 福井新聞販売センター浜越前店 TEL 37-2580 丹生郡越前町道口9-25-1 FAX 37-2581				銘 柄 名	部 数	金 額	*福井新聞	1	3,100	(8%対象 3,100 消費税	229)	*軽減税品目	(10%対象 0 消費税	0)	
銘 柄 名	部 数	金 額													
*福井新聞	1	3,100													
(8%対象 3,100 消費税	229)	*軽減税品目													
(10%対象 0 消費税	0)														

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞代		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	「しんぶん赤旗」日曜版4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	930 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
島田 欽一 様 新聞・雑誌名 部数 金額 「しんぶん赤旗」日曜版 1 930 930 2023 4 「赤旗」南越出張所 越前 市家久町103-18-8 TEL 0778-22-3608 FAX 0778-22-7570 領収日 4/27 4/27, 4/9, 4/16, 4/23			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	12-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 2日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	電気代		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	電気代4月分 (³ / ₂₀ ~ ⁴ / ₈)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,062 円	按 分 率 : 1/2	
	(10,125 円)	充 当 根 拠 : 私的活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

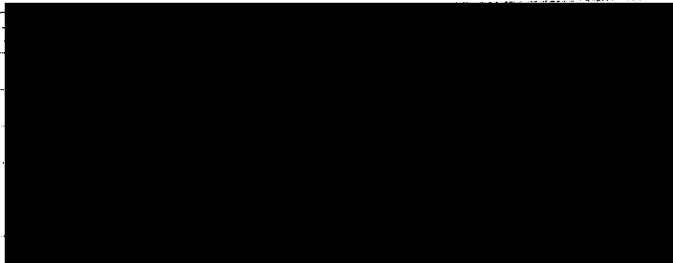


普通預金

お支払金額(円)

お預り金額(円)

差引残高(円)



05-05-02 200 ￥10,125電気 4月分



●他店支払いの小切手・手形類によるご入金の場合、その払い戻し
のできる予定日を以下のとおり「お支払金額」欄に表示します。

表示	払い戻し可能日時
T:00	〇〇で表示された日の午後1時から

●「お支払金額」欄、または「お預り金額」欄の
「△△-□□」の表示は、「△△月□□日」のお
預り、またはお支払いであることを示します。

発行年月日 2023 年 4 月 23 日

今 月 分 電 気 料 金 等 の ご 請 求

日頃は格別のお引立てをいただき誠にありがとうございます。2023年4月分電気料金について、以下のとおりご請求いたします。

島田 欽一 様

越前町道口1-1

お客さま番号		支払期日	5月19日
供給地点特定番号	05-0000-0000-0236-3056-0000	次回検針日	5月22日
ご契約種別	使っておとくライト	ご契約容量(電力)	6 kVA
ご使用期間	3月20日～4月18日		

支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがあります。

ご請求年月	ご請求金額	消費税等相当額(再掲)	ご使用量合計	振替予定日
2023年4月分	10,125円	920円	310 kWh	2023年5月2日

< ご請求金額内訳 >

ご請求明細	ご使用量	金額内訳	備考
基本使用料金		4,504円63銭	
電力量料金	190 kWh	5,281円90銭	
燃料費調整額		-729円99銭	
再エネ発電賦課金		1,069円00銭	

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています。

託送料金相当額(低圧託送平均単価 9.88円/kWh) 3,062円00銭

(再掲) 賠償負担金相当額(0.05円/kWh) および廃炉円滑化負担金相当額(1銭未満/kWh) 15円50銭

※ 廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

※ 定額制のご契約については、当社ホームページで託送料金相当額をご確認ください。

< 単価のお知らせ > 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づき、1kWhにつき7円(税込)を値引き(燃料費調整単価に反映)しております。

	燃料費調整額	再エネ発電賦課金
今月分(1kWhにつき)	*. ** 円	3.45 円
来月分(1kWhにつき)	*. ** 円	1.40 円

※ 燃料費調整単価および再エネ発電促進賦課金単価は従量制の単価を表示しております。定額制のご契約については当社ホームページでご確認ください。

※ 燃料費調整単価が「*」の場合、燃料費調整単価は当社ホームページにてご確認ください。

前 月 分 電 気 料 金 等 領 収 の お 知 ら せ

日頃は格別のお引立てをいただき誠にありがとうございます。以下のとおり電気料金を口座振替により領収いたしました。

領収年月	領収金額	消費税等相当額(再掲)	ご使用量合計	領収日
2023年3月分	10,849円	986円	357 kWh	2023年4月3日
*****	*****	*****	*****	*****

振替金融機関/店舗名

証明書としてご利用可能かどうかは、ご提出先にご確認ください。

北陸電力株式会社

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 8日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	電話代		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	電話代3月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,123 円	按 分 率 : 1/2	
	(6,247 円)	充当根拠: 私的活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

完 済 証 明 書

1. お客様名等

顧客番号

ご住所

〒916-0316 福井県丹生郡越前町大樟7-19

お名前

島田 欽一(道口分) 様

2. 証明債権内容

	債権譲渡日	件別番号	ご請求金額	ご返済終了日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	2023年4月21日	5200-9788-3792-4	¥6,247	2023年5月8日
12				

3. 加盟店名

株式会社テレ・マーカー

上記ご返済が終了したことを証明します。



2023年5月12日
SMBCファイナンスサービス株式会社
ファクタリング営業部



島田 欽一（道口分）様

発行日	2023年05月01日
請求番号	
お客様番号	

株式会社 テレ・マーカー
〒060-0061
札幌市中央区南1条西6丁目15-1 札幌あおばビル
お客様専用フリーダイヤル
プラチナ光 0120-877-572
情報機器 0120-665-606

ご利用明細

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記の通りご案内申し上げます。

ご利用額	¥6,247	(内消費税: 567)
------	--------	-------------

[illegible]

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援期間（社団法人電気通信事業者協会）から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	13-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 25日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	携帯電話代4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,070 円	按 分 率 : 1/2	
	(4,141 円)	充 当 根 拠 : 私的活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

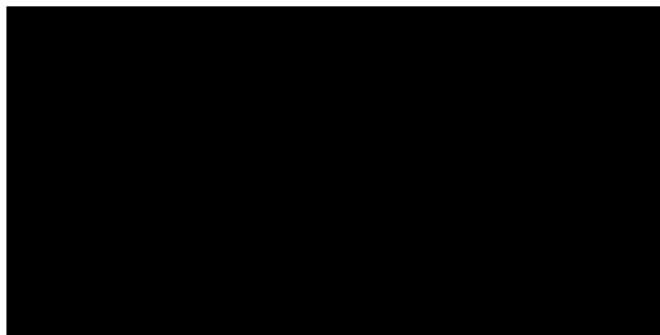
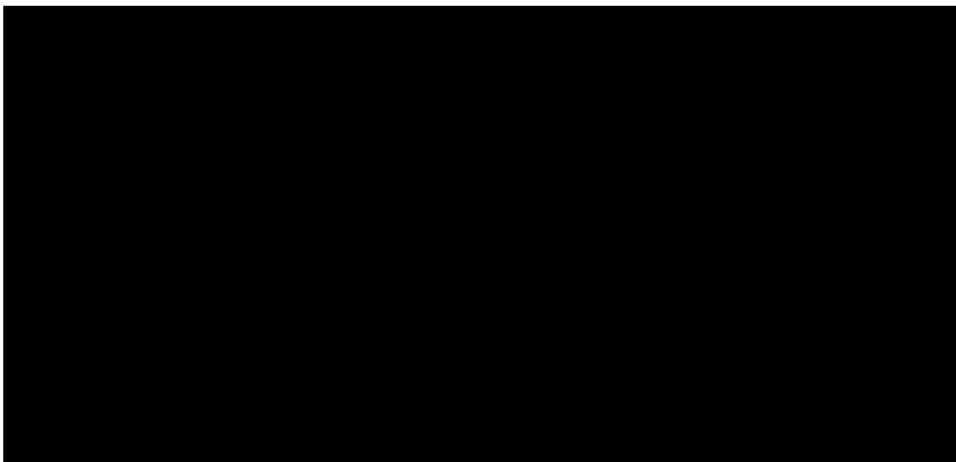


お預り金

お支払金額(円)

お預り金額(円)

差引残高(円)



12/25/2018 12:00

12/25/2018



○他店支払いの小切手・手形等によるご入金の場合、その払い戻しのできる予定日を以下のとおり「お支払金額」欄に表示します。

表示	払い戻し可能日時
T-〇〇	〇〇で表示された日の午後1時から

○「お支払金額」欄、または「お預り金額」欄の「△△-□□」の表示は、「△△月□□日」のお預り、またはお支払いであることを示します。

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目13-2 KDDビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 5月 3日

916-0316

福井県 丹生郡 越前町 大樟 7-19

島田 欽一 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音が難しい方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
- 電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

a u 機器代金／各種オプション品 U Qモバイル電話料金（5G対応プラン）	
※うち消費税等 10%対象 （課税対象額は でした。）	



◆ a u a u携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆ p o v o WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 4月ご請求分

島田 欽一 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目13-2 KDDビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED

うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支 店 名 BRANCH

口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER

島田 欽一 様

ご請求コード : [redacted]

発行日 : 2023年 4月 5日

1 頁

● a u 機器代金／各種オプション品			●合計	2,524 円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
[redacted]	2,524			
▼購入機器代金／各種オプション品	2,524			
分割支払金		2,524* 24回払い21回目。残額	7,572円	
● UQモバイル電話料金 (5G対応プラン)			●合計	[redacted]
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
[redacted]				
< 3月ご利用内訳>			お客様コード	[redacted]
▼プラン利用料			ご利用月数は	[redacted]
[redacted]	2,600		基本使用料とかけ放題24時間(1700円)の合算額です	
▼オプション使用料	0			
[redacted]			60歳以上通話割(メール)	
▼[redacted]				
▼請求総額割引	-1,000			
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割	
▼ユニバーサルサービス料				
▼消費税等(10%)	160		10%消費税の課税対象額 [redacted]	
4,284円			(2,600-1,000)×10%	

4月利用分は前月分なしのため
前月の基本料金のみの計上
(4,284円)

$4,284円 \times \frac{29}{30} = 4,141円$